



石川労働局発表
令和8年4月28日（火）

【照会先】

労働基準部 健康安全課

課長 松永 房明

地方労働衛生専門官 平岸 徹

（電話）076（265）4424

報道関係者 各位

「STOP！熱中症 いしかわクールワークキャンペーン2026」を実施します
～暑さ指数（WBGT）の把握、重篤化防止措置の徹底、有訴者への特段の配慮～

石川労働局（局長 ^{ときわ たけし}常盤 剛史）では、職場における熱中症による死亡者ゼロを目指し、令和8年5月1日から9月30日までの間、「STOP！熱中症 いしかわクールワークキャンペーン2026」を実施します。

近年、気候変動の影響等により、職場における熱中症のリスクは一層高まっています。令和7年の石川県内の職場における死亡者は0人であったものの、休業を伴う熱中症は大幅に増加し、直近10年で最多となりました。

このため本キャンペーンでは、特に暑さ指数（WBGT）の活用と重篤化を防止するための体制整備・迅速な対応を重点として、あらゆる機会を通じて事業者への周知・指導を行います。

また、能登半島地震等の復旧・復興工事の現場においても、過酷な作業環境となることが見込まれますので、熱中症予防対策の徹底を強く呼びかけます。

1 キャンペーンの概要

（1）実施期間

令和8年5月1日～9月30日

重点取組期間：令和8年7月1日～8月31日

（2）主な実施事項

① 石川労働局の取組

- 労働局・労働基準監督署によるパトロール等を通じた事業場への周知・指導
- 熱中症予防に関する各種情報の提供（職場における熱中症予防サイト等）

- ・ 令和6年能登半島地震の復旧・復興工事等における熱中症予防対策の周知
- ・ 改正労働安全衛生規則（令和7年6月1日施行）により新たに義務化された「報告体制の整備」「対応手順の作成」「関係者への周知」の徹底

② 事業場に求める主な取組

- ・ 暑さ指数（WBGT）の把握と、数値に応じた作業管理の徹底
- ・ 熱中症のおそれがある労働者の早期発見と、身体冷却・医療機関搬送等が迅速に行える体制整備
- ・ 作業環境管理（送風機・冷房設備等）、作業管理（暑熱順化、休憩時間の確保）
- ・ 健康管理（基礎疾患を有する労働者への配慮）
- ・ 水分・塩分の積極的な摂取
- ・ 管理者・作業員への労働衛生教育および異常時対応訓練

特に重点取組期間中は、

- ・ 巡視頻度を増やし、水分・塩分摂取の確実な実施を確認
- ・ 体調不良者に異常を認めた場合は、躊躇なく救急隊を要請するよう、強く呼びかけます。

2 令和7年 石川県内における職場の熱中症発生状況（概要）

- ・ 死亡者：0人
- ・ （令和4年～6年は3年連続で各年1人死亡）
- ・ 休業4日以上：22人（前年より27%増）
- ・ 休業4日未満を含む死傷者数：195人（前年より32%増、直近10年で最多）
- ・ 発生時期：約8割が7～8月
- ・ 業種別：建設業が最多、次いで製造業
- ・ 発生場所：屋外63%、屋内37%（屋内作業でも多発）

- ※1 石川県内の職場で発生した熱中症の8割以上が7月から8月にかけて発生したことから、7月、8月を重点期間として取組を強化します。
- ※2 令和8年5月27日に、石川労働局長から建設業の業界団体（一般社団法人石川県建設業協会及び建設業労働災害防止協会）に対して、熱中症予防対策の実施について要請を行う予定です。（詳細については、別途広報を予定しています。）
- ※3 WBGT（Wet-Bulb Globe Temperature）とは、気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数です。
- ※4 死傷者数は、報告のあった熱中症により4日以上休業した労働者のほか、医療機関を受診し、業務上の労働災害として労災保険給付を受けた労働者の人数を集計したものです。

<資料>

別添資料「STOP！熱中症 いしかわクールワークキャンペーン2026」パンフレット

STOP! 熱中症

いしかわ クールワークキャンペーン 2026

～ 職場における熱中症**死亡ゼロ**を目指して～
熱中症予防対策に取り組みましょう

○令和7年の石川県内の職場における熱中症の発生状況

令和7年に石川県内では、195人の労働者の方が職場での熱中症により医療機関を受診しており、**過去10年で最多となりました**。そのうち、22人が4日間以上仕事を休みました。また、熱中症による死亡災害は過去3年連続で発生していましたが、令和7年においては発生しませんでした。

6月下旬から急激に気温上昇し、特に7月中旬～9月上旬は、最高気温が35を超え、暑さ指数(WBGT)は「危険」レベル(31以上)となる日が多くあり、熱中症も多く発生しました。

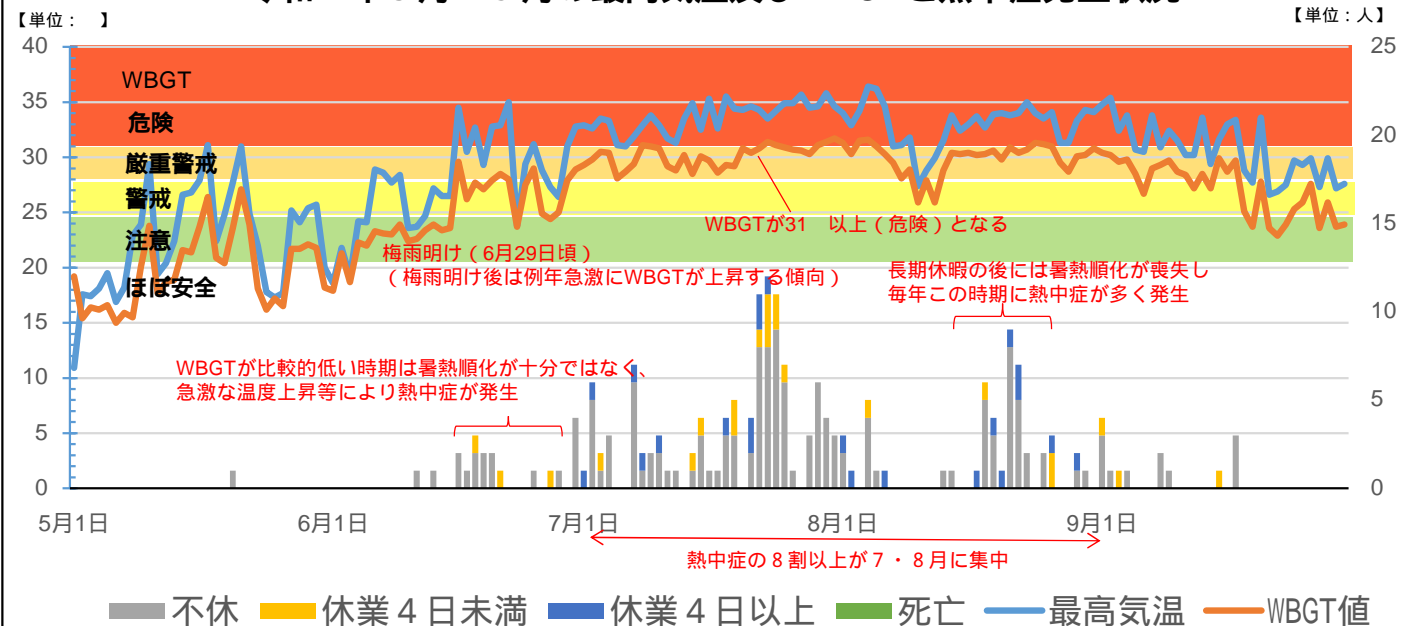
業種別では建設業が一番多く発生し68人(全体の35%)を占め、次に製造業で39人(全体の20%)を占めています。なお、屋外作業に限らず屋内作業でも多く発症しています。

キャンペーン実施期間：令和8年5月1日から9月30日まで

石川県内では、熱中症の8割以上(158人)が7・8月に集中していることから、**石川労働局では7・8月を重点取組期間として取り組みます。**



令和7年5月～9月の最高気温及びWBGTと熱中症発生状況



- 1 最高気温は金沢地方気象台による観測値
- 2 WBGTは金沢市での環境省「熱中症予防サイト」の実況推定値(確定値)
- 3 暑熱順化とは、体が暑さに慣れることです。暑い日が続くと、体は次第に暑さに慣れて(暑熱順化)、暑さに強くなります。

1. 熱中症とは

- 「熱中症」とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、次のような症状が現れます。
- 従来、症状によって、熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病などに分類してきましたが、現在では、一連の症状を総称して「熱中症」と呼ぶようになりました。

度	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）	重症度
度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下	
度	意識障害、ふらつき、けいれん発作（ひきつけ）、高体温	

2. 準備期間（4月）の実施事項

労働衛生管理体制の 確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立 「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）について定めるとともに周知
暑さ指数の把握の 準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の 検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
緊急時の対応の 事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等、作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順を事業場ごとにあらかじめ作成
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【ガイド・教育動画】



【e-learning】



3. キャンペーン期間中（5月～9月）の実施事項

WBGT指数計で作業現場のWBGTを確認！！
熱中症リスクを把握して、効果的な予防策を実施しましょう！！



暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

例年5～10月まで「環境省熱中症予防情報サイト」でWBGTの予報値・実況値の情報提供を行っています。

【環境省熱中症予防情報サイト】



STEP 2

測定した暑さ指数に応じた対策を徹底

- 暑さ指数の低減**
準備期間に検討した設備対策を実施
- 休憩場所の整備**
準備期間に検討した休憩場所を設置
- 服装**
準備期間に検討した服装を着用
- 作業時間の短縮**
作業計画に基づき、暑さ指数に応じて、休憩や作業の中止を実施
- プレクーリング**
作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- 水分・塩分の摂取**
水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
- 暑熱順化への対応**
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間を調整する。
新規入職者や休み明けの労働者は、特に注意すること
- 健康診断結果に基づく対応**
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮
糖尿病 高血圧症 心疾患 腎不全 精神・神経関係の疾患 広範囲の皮膚疾患 感冒 下痢
- 日常の健康管理**
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- 健康状態の確認**
巡視を頻繁に行いながら声をかける、パディを組む等お互いの健康状態を留意するよう指導
- 異常時の対応**
 - あらかじめ作成した連絡体制や対応手順書等の周知徹底
 - 少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順書に基づき適切に対応
 - 必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送付することなどにより身体を冷却
症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

4 . 重点取組期間（7・8月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**



暑熱順化者とは

「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいいます。

夏季休暇等で熱へのばく露が中断すると、4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意しましょう。

長期休暇あけの人



たとえ数日間でも暑い作業から離れると慣れの効果はゼロに

WBGT基準値を超える場合の対応

- WBGT基準値を大幅に超える場合には、原則、作業を行わないようにしましょう。
- 暑熱順化した作業者については、下記の時間を目安に、定期的に休憩を取れるようにし、暑熱順化していない作業者は、より長い時間の休憩を取れるように配慮しましょう。

WBGT基準値については、以下のサイトを参考にしてください



【職場のあんぜんサイト】

休憩時間の目安	WBGT基準値からの超過			
1時間あたりの休憩時間	1 程度超過	2 程度超過	3 程度超過	それ以上
	15分以上	30分以上	45分以上	作業中止が望ましい

5. 熱中症を防ぐためには

(1) 作業環境管理

WBGTの低減など

WBGT指数計で作業現場のWBGTを確認してください。WBGTが、WBGT基準値を超える（おそれがある）作業場所においては、簡易な屋根、通風、冷房設備、ミストシャワー等の散水設備などを設置し、WBGTを提言するよう検討しましょう。

休憩場所の整備など

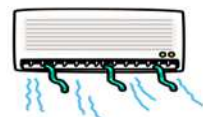
作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、飲料水、塩飴、経口補水液などを設置しましょう。



熱中症予防啓発キャラクター

チュイーカン音

(2) 作業管理



作業時間の短縮など

WBGTが高いときは、単独作業を控え、WBGTに応じて作業の中止、こまめに休憩をとる、日陰の所から作業を行うなどの工夫をしましょう。

熱への順化

暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。特に、梅雨明けの時期、入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要です。

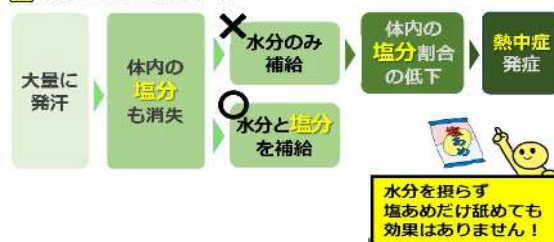
水分・塩分の摂取

のどが渴いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。

一般的な建設作業現場の休憩サイクルと水分補給例



塩分を同時に補給する



服装など

作業着、帽子、ヘルメット等は通気性の良いものを準備しましょう。
空調服、クールベスト等、**身体を冷却する機能をもつ服を積極的に活用**しましょう。



ブレイキング

WBGTが高い暑熱環境で、作業強度を下げたり通気性の良い服装の採用が困難な作業においては、作業開始前に体表面を冷却したり、冷水や流動性の氷状飲料などを摂取して体内から冷却するなど、あらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えましょう。

(3) 健康管理

健康診断結果に基づく対応

糖尿病、高血圧症、心疾患などは、**熱中症にかかりやすく、重症化しやすい傾向があります**。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置を徹底しましょう。

薬の作用で心身機能が低下

発汗抑制・脱水症状

生活習慣病・うつ病・不眠症の治療をしている人は特に注意が必要

日常の健康管理など

作業開始前に、睡眠不足、前日の多量飲酒、体調不良等の**健康状態を確認**し、必要に応じて作業の配置換え等を行いましょう。作業中は巡視等により、作業者が確実に水分・塩分を摂取しているか、作業者の健康状態に異常はないかを確認しましょう。



(4) 労働衛生教育

熱中症の予防には、熱中症に対する知識が不可欠です。作業を管理する者や労働者に対して、あらかじめ労働衛生教育を行ってください。



【職場における熱中症予防情報】

【働く人の今すぐ使

える熱中症ガイド】

(5) 異常時の措置

体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるよう配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認してください。異常を認めたときは、**躊躇することなく救急隊を要請**してください。

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...



(6) 熱中症予防管理者等の業務

熱中症予防管理者等は、作業内容に応じたWBGT基準値の設定や、服装による着衣補正の必要性の確認を行うとともに、対策の実施状況の確認、暑熱順化の確認および実施、作業前の体調確認、WBGTの測定と評価、緊急時の対応体制の周知、水分・塩分摂取状況の確認、退勤後の体調悪化への注意喚起などの業務を行います。

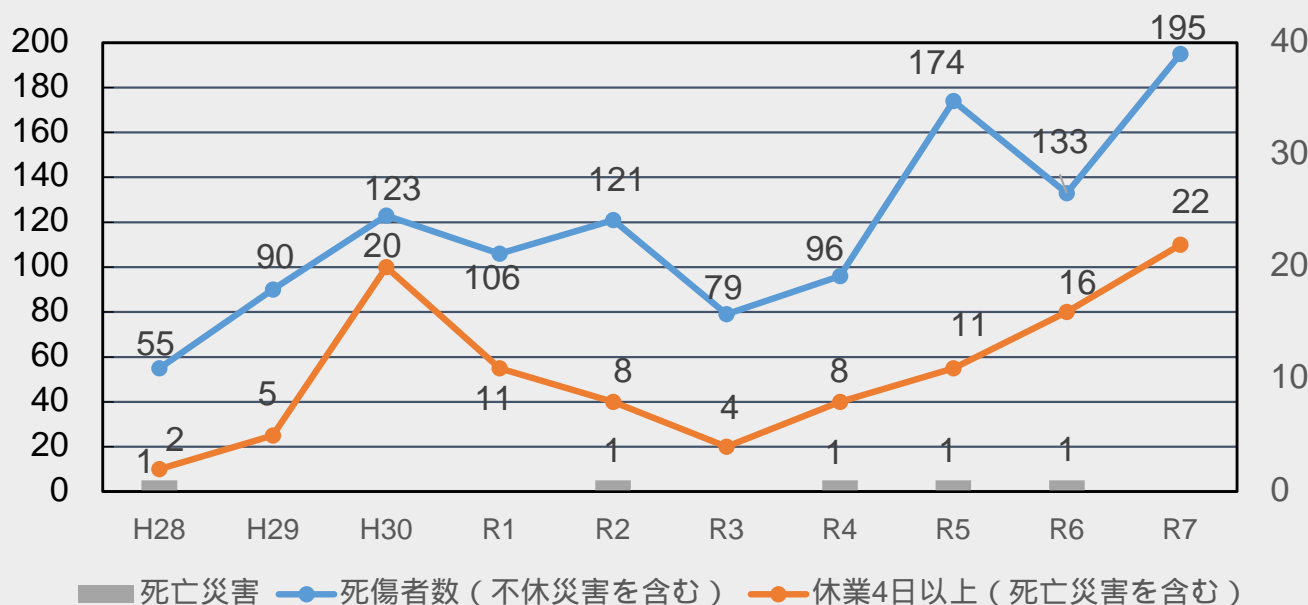
6 . 石川県内の職場における熱中症の発生状況

(1) 熱中症による死傷者数の推移

令和7年の石川県内の職場で発生した熱中症による死傷者数（仕事を休まずに病院を受診したもの（不休災害）を含む）は**195人**で、**過去10年で最多件数**となりました。

死亡災害は令和4年から3年連続で発生していましたが、**令和7年は0件**となった。また、休業4日以上を要するものは22人（対前年6人増）発生となり、4年連続の増加となりました。

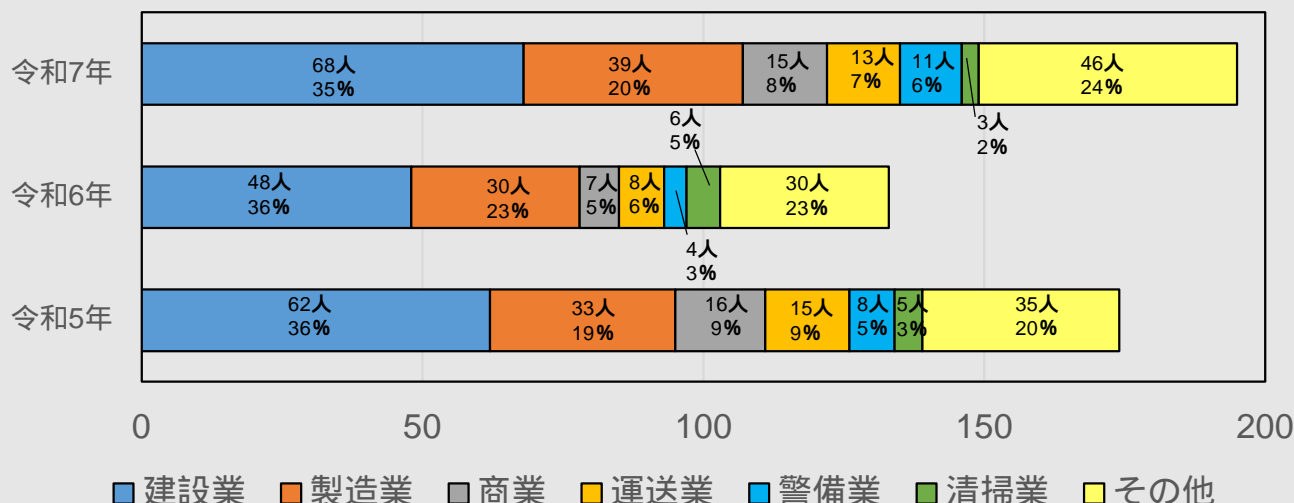
石川県における熱中症による死傷者数の推移（過去10年間）



(2) 熱中症による死傷者の業種別発生状況の推移

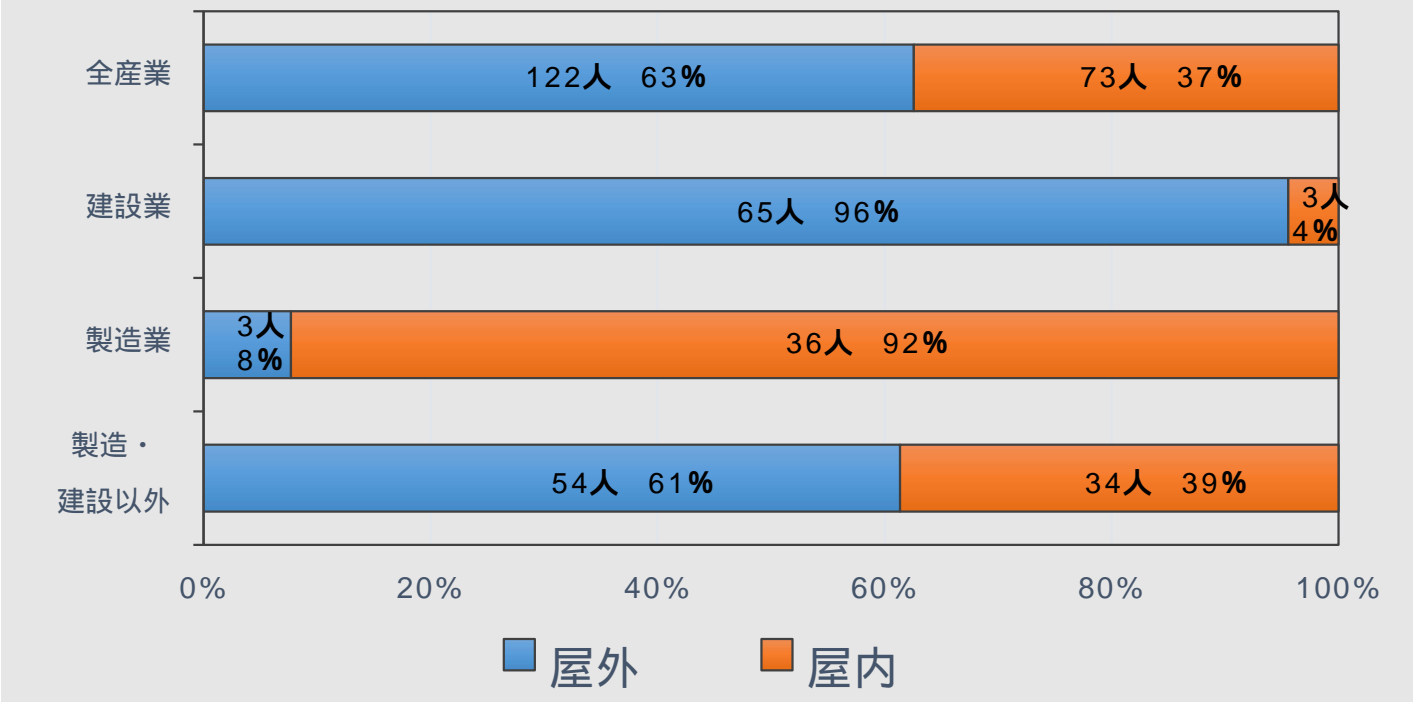
令和6年の業種別の内訳は、**建設業が68人（35%）、製造業が39人（20%）、これらの2業種で全体の半数以上を占めています**。一方で、商業、運送業、警備業、清掃業、その他の業種でも依然として多数の発生が見られ、熱中症は業種を問わず広く発生している状況が続いています。

業種別発生状況の推移（過去3年間）



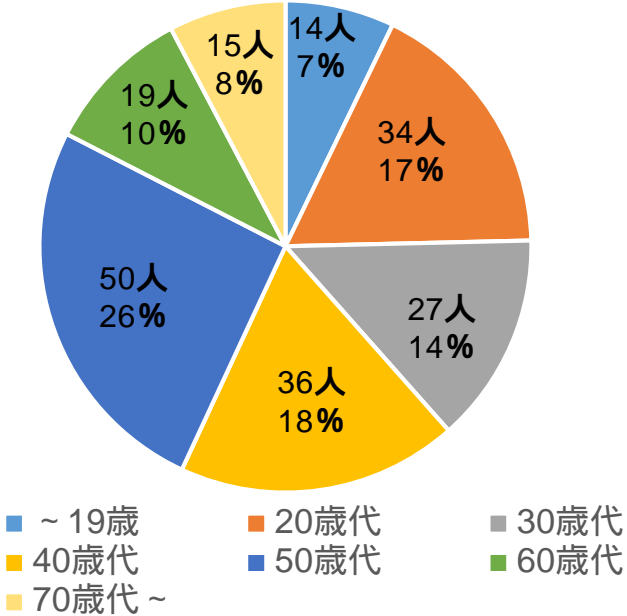
(3) 業種別での熱中症発生場所（令和7年）

建設業では96%が屋外での作業で発生しており、製造業では92%が屋内での作業で発生しております。その他の業種では、屋外（63%）及び屋内（37%）に関わらず熱中症が発生しています。



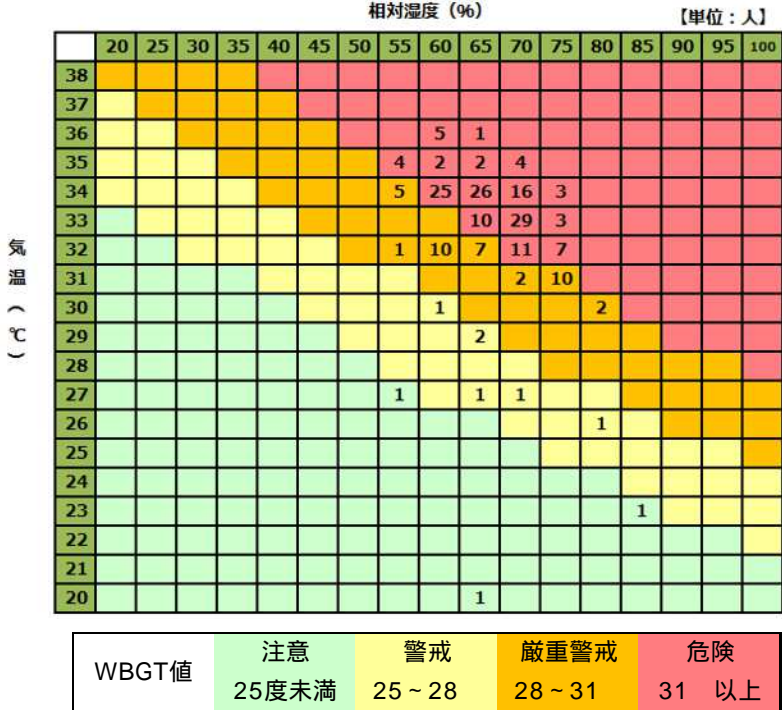
(4) 年齢別発生状況

年齢別では、50歳代で26%、40歳代で18%、20歳代で17%占めており、**年齢に関係なく熱中症が発生**しています。



(5) 暑さ指数分布図から見た発生状況

災害発生時の気温と湿度から求めたWBGTによると、**WBGT「危険レベル」及び「嚴重警戒レベル」**で全体の9割以上を占めています。



1 気温及び湿度は金沢地方気象台による観測値
 2 WBGTは、日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」における「室内を対象とした気温と相対湿度からWBGTを簡易に推定する図」を参考に算出

(6) 石川県内での熱中症発生事例

過去に発生した死亡災害事例

	発生年月	時間帯	年齢	業種	発生状況
1	平成24年8月	17:00	60代	清掃業	鉄筋コンクリート造9階建てビル内の5階トイレで定期清掃に従事していた被災者が、トイレ内で倒れているところを同僚が発見、病院へ搬送されたが死亡した。
2	平成28年8月	12:00	40代	建設業	舗装工事において、アスファルトを同僚1名と共に切断する作業を行い、正午前に作業が終了し、後片付けをしていたところ、気分が悪くなり倒れこんだ。病院へ搬送されたが死亡した。
3	令和2年8月	13:00	50代	製造業	工場内で、段ボールケースをパレットに積み込む作業中に、体調が悪くなり病院へ搬送し治療を受けていたが死亡した。冷感マスクを着用していた。
4	令和4年6月	17:40	40代	建設業	富山県で開催された試験が終わり、帰社するため社有車で北陸自動車道を金沢方面に向かっていている途中、気分が悪くなったためPAに寄ったところ、そこで意識がなくなり、同乗していた社員が救急車を手配し、救急搬送されたが2日後に死亡した。高温環境下で通気性の悪い服装での作業を行ったことにより熱中症を発症したものの。
5	令和5年7月	14:50	50代	建設業	地上から深さ2.3mの箇所型枠作業中、辛そうにしていたので、休憩を指示し休憩所へ向かった。自力で飲み物を飲めない状況であったため救急車を要請し入院したが、熱中症で死亡したものの。
6	令和6年8月	14:00	70代	その他の事業	被災者は事務所周辺の草刈りを一人で行っていたが、土手付近で倒れているところを発見されたもの。

令和7年に発生した災害事例

	発生年月	時間帯	年齢	業種	休業日数	発生状況
1	令和7年7月	15:00	50代	建設業	7日	被災者は、木造家屋の解体工事現場において、廃材の仕分け作業に従事していた。15時頃から足が痙攣する等の症状が出始めて動けなくなったため、作業を中止し帰宅した。しかし翌日になっても症状が回復しないことから病院で受診し、そのまま入院することとなった。 当日の最高気温は32度を超え、梅雨明け後の急激に気温が上昇した時期であった。
2	令和7年8月	15:00	60代	建設業	4日	被災者は、道路舗装工事現場において、アスファルトフィニッシャーの手元作業に従事していたところ、15時頃に作業を行っている最中に嘔吐を発症した。直ちに作業を中断し、病院へ搬送した。 当日は最高気温が32度を超え、連日高温の中での作業が続いていた。
3	令和7年7月	15:30	40代	製造業	5日	被災者は、製造工場建屋内において製品の検査作業を行っていた。昼前頃から頭痛を自覚していたが我慢をして作業を継続していたところ、15時過ぎには手足が震えるようになり歩行ができない状態となったため、作業を中断し、病院へ搬送した。 工場内にはスポットクーラーが設置されているが、生産工程上常に室温は30度を超え、湿度も高い環境であった。
4	令和7年8月	10:45	60代	運送業	7日	被災者は、事業場構内において、荷物の積み下ろし、仕分け、梱包等の作業を行っていたところ、作業開始から2時間程度経った10時頃から気分が悪くなり、ふらつき転倒し頭部を強打した。 当日の構内は気温が32程度あり、湿度も高い環境であった。

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

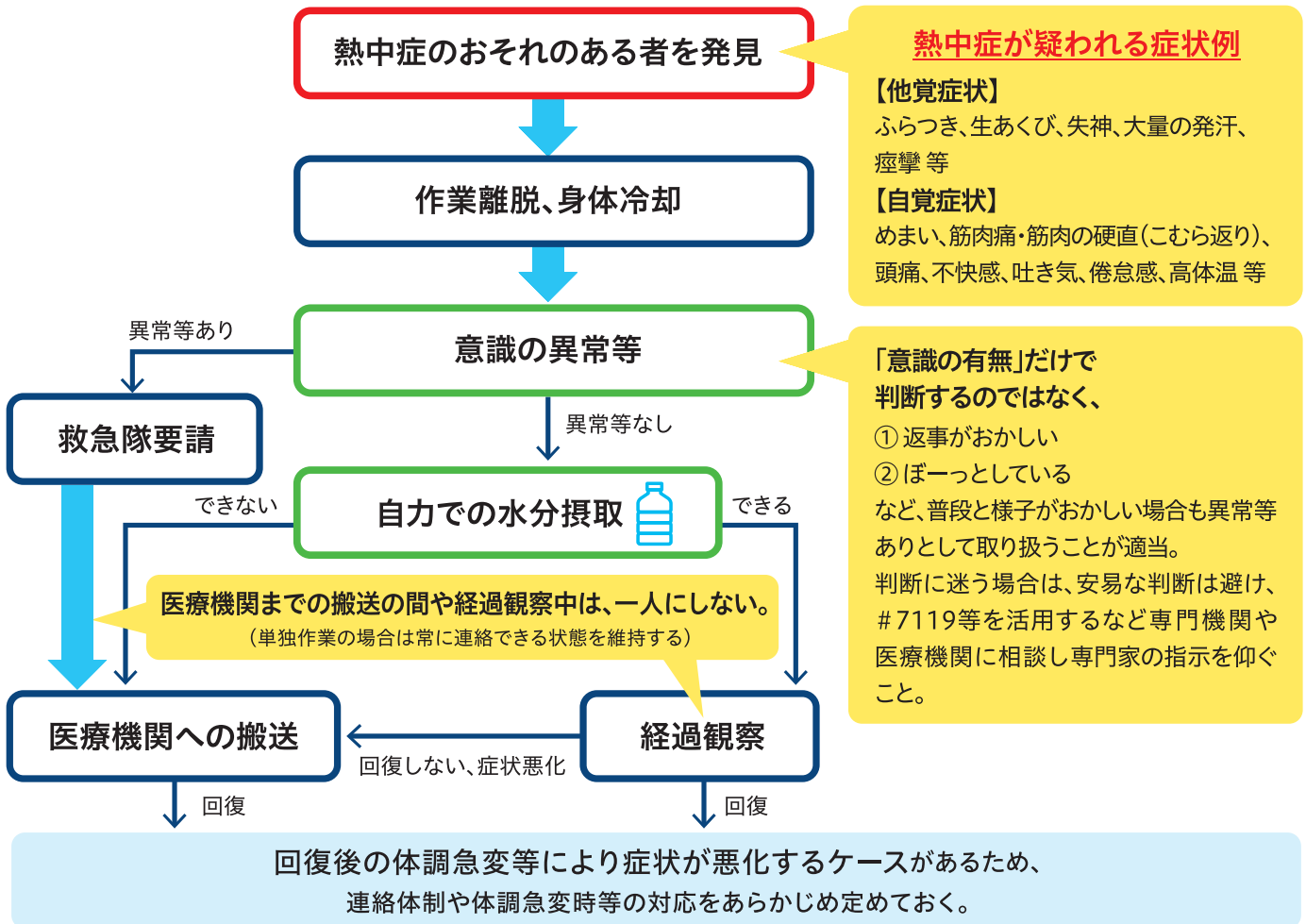
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

